

県人事委、給与引き上げを勧告!?

組合は臨任・非常勤に言及なしに抗議

1 給与改定 (2015 年 4 月 1 日遡及)

(1) 月例給 2,736 円 (0.68%) 引き上げ

①給料表で初任給 2,700 円引き上げ、若年層も 2,700 円程度引き上げ、50 歳台後半層は 1,300 円を基本に引き上げ

②地域手当 0.6%引き上げ (現行 10%⇒10.6%に)

③住居手当支給限度額 500 円引き上げ (28,000 円⇒28,500 円)

(2) 勤勉手当 0.1 月分引き上げ (任命権者が配分に応じた日)

2 給与制度の総合的見直し (2016 年 4 月 1 日)

地域手当の支給割合 0.9%引き上げ (10.6%⇒11.5%)

左記のとおり。

県人事委員会勧告の概略は、

県人事委勧告は

10 月 14 日、神奈川県人事委員会は、月例給の公民較差が、0.68%あり、二〇一四年度同様賃金引き上げを勧告した。給料表、地域手当及び住居手当で改定するという内容である。

賃上げは当然だ!

昨年度の賃金確定交渉は、月例給は一律 4 月 1 日に遡及して 1700 円、勤勉手当も 0.15 月が差額として支払われた。ところがこの 4 月 1 日、「給与制度の総合的見直し」として月例給平均 2.3%削減(4 年間の経過措置)を実施した。県職員にとって 2006 年度「給与構造改革」と同様に地域間格差はありえず納得できないことで、2.3%削減分の

回復としての賃上げは当然である。地域手当の引き上げも遅いとはいえない。昨年度の交渉で「経過措置が実施されている間、地域手当は引き上げられない」と回答していたが、やろうと思えばできるではないか。

臨任・非常勤の賃金改善を!

他方、臨時的任用職員・非常勤講師等の非正規職員の賃金・待遇改善は、勧告がなかった。今や臨任・非常勤職員

等がいなければ業務に支障が出る状態にもかかわらず、賃金・待遇改善に言及しないことには抗議したい。

学校現場での臨時的任用職員は、正規職員と全く同一の業務についており、非常勤職員も、ほぼ同一の責任において業務に従事している。当然のことながら、均等の賃金・待遇が保証されるべきである。特に、事務職員・栄養職員の賃金改善を強く要求していきたい。

原子力空母の母港撤回を!

10.2 全国集会・デモに2800人

横須賀

米海軍が横須賀に空母を配備して 42 年が経過した。当初、数年程度と言われた「母港化」は今日まで続き、多くの反対を押し切る形で「恒久化」されてきた。

「空母の母港」問題は、第一、横須賀基地から 30 キロメートル圏内に、横浜市の一の母港であり、かつ、それが長期に亘っていること。第二に、原子炉事故に対する対策が全くないことである。

10 月 2 日、横須賀ベルニー公園で、「原子力空母の母港撤回

を求める全国集会」が開催された。がくろう神奈川の組合員も、「県共闘」の仲間とともにこれに参加した。集会は主催団体である、神奈川平和運動センターの挨拶で始まり、6 団体からの報告等があり、集会アピール採択後、2800 人の参加者は、基地ゲート前を通るデモコースで「ロナルドレーガン横須賀配備を許さないぞ」などのシュプレヒコールをあげ、「空母の母港」反対を、力強く訴えた。

「共通番号」何のために!?

人が12ケタの番号で管理される

誰のために!?

マスコミのアンケートでもこの制度を理解している人は少数。マイナンバー汚職、マイナンバー詐欺も出てきた。人々が12ケタの番号で管理される時代。窮屈で恐ろしい時代。ディストピア社会の到来か。

共通番号(マイナンバー)制度により、本年10月に住民登録のある全ての者に12ケタの個人番号が、事業者には法人番号が通知され、16年1月から行政手続きや就職、法定調書提出などの際に個人番号の記載が義務づけられる。また希望者には個人番号カードが交付される。

この共通番号に対し、私たちは、「国家による管理・監視の強化と基本的人権の侵害」「個人情報的大量漏えいや成りすまし被害の発生」「医療・社会保障の選別的な利用抑制と負担の強化」「地方自治と自己コントロール権の侵害」な

どの危険があると捉え反対してきた。この国のすべての人に番号が付けられ、その番号に様々な情報が集められる。それら全てを国家が把握できる。個人をも特定もできる。

さて学校事務との関係であるが、給与(所得税)、共済組合、社会保険関係事務で関係することになる。さらには就学援助事務などにも使われるかもしれない。当面は来年の扶養控除申告書記入が最初になる。共通番号記入欄の入った新しい用紙が10月後半には配られようとしている。これは記入しないことになるが、

その後学校でどのように取り扱うかは一切不明である。

共通番号は「特定個人情報」と言われ、一般の個人情報よりも厳密な管理が求められている。

私たちは県教委に対し、「記入は強制できないこと」の確認、学校現場は「単なる経由地であること」の確認などを求めている。

なんかおかしいよね・給与明細の大判化

昨年の特勤手当報告の変更が続きました年度途中で給与明細の変更。その意図は何?とところで今回やけに目立つ「現金支給額(2)」、県下の小中での胡散臭いものを使っているところはあんの?

手当等の確認もやりにくくなったし、これまた学校現場を見ていない変更ですね。

「制度の枠組みは残したい」再任用6級問題の顛末

再任用6級問題で、県教委と交渉が持たれた。私たちは再任用になつてまで、6級・5級と差をつけられ格付けされるのは嫌だ。それよりも今ある任用差別を解決していくほうが急務。事務職全体の労働意欲も増す、と主張した。

職務職階制の強化により、人事・労務管理をする当局にすり寄り、上位級を増やすために「事務組織」や「共同実施」を求めてゆくという在り方は倒錯している。私たちはあくまでも差別なき事務職員制度を求める。そのほうが多くの事務職員が持続して働き続けられる、安心して働いていけると考えるからだ。定年退職後(再任用)もそれは同様だ。交渉の顛末は標記タイトルのようになったが、県教委が差別を許さない多くの事務職員の声を受け止めた結果になった。

Sさん裁判 解雇撤回・職場復帰を求めて

10月13日、Sさんの裁判第12回口頭弁論が行われ、裁判はいよいよ証拠調べへと進むことになりました。

この日は、朝9時から民間企業の不当解雇事件支援のビラ撒きにみなとみらい地区へ。途中で抜けて関内駅頭で地域の仲間とSさん裁判のビラ撒きを。そのあと市教委へ「無駄な裁判を止め、労使で誠実な話し合いを」求めて申し入れ行動。そして法廷へ。裁判終了後は傍聴席を埋め尽くした仲間と共に報告集会。

昼食休憩を挟んで上記解雇事件の裁判を傍聴、そして報告集会と、地域共闘の本領発揮の日でした。地域の仲間に見守られながら地域の仲間と共に。

この日の法廷では、裁判長から「立証の準備を」ということで、次回口頭弁論では証人申請などの立証計画を提出することになり、いよいよ裁判は佳境を迎える所に入ってきました。

今回は12月22日10時40分から横浜地方裁判所502号法廷皆さんの熱い注目と温かい支援をお願いします。